

正誤表

書 名：2023 年版 電気設備技術基準とその解釈

コード：978-4-485-70636-7

版 刷：第 1 版第 1 刷

発行日：2022 年 12 月 28 日／正誤表作成日：2023 年 5 月 29 日

正誤表					
ページ		誤			正
(紙版・電子版) 338	227-1 表	逆変換装置を用いて連系する 場合		逆変換装置を用いず に連系する 場合	逆変換装置を用いて連系する 場合
		逆潮流有 りの場合	逆潮流無 しの場合	逆潮流有 りの場合	逆潮流有 りの場合
		逆潮流有 りの場合	逆潮流無 しの場合 ※ 1	逆潮流有 りの場合	逆潮流有 りの場合 ※ 1
(紙版のみ) 609	第 52 条 第 2 項	一 出力 2 000 kW 未満の発電所（水力 発電所，火力発電所， 太陽電池発電所 及び風力発電所に限る。）であって電圧 7 000 V 以下で連系等をするもの 前項 の表第一号，第二号又は第六号の事業場			一 出力 5 000 kW 未満の 太陽電池発電所 であって電圧 7 000 V 以下で連系等をするもの 前項の表第六号の 事業場
		二 出力 1 000 kW 未満の発電所（前号 に掲げるものを除く。）であって電圧 7 000 V 以下で連系等をするもの 前項 の表第三号又は第六号の 事業場			二 出力 2 000 kW 未満の発電所（水力発 電所，火力発電所及び風力発電所に限 る。）であって電圧 7 000 V 以下で連系 等をするもの 前項の表第一号，第二号 又は第六号の 事業場
		三 電圧 7 000 V 以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の 事業場			三 出力 1 000 kW 未満の発電所（前号 に掲げるものを除く。）であって電圧 7 000 V 以下で連系等をするもの 前項 の表第三号又は第六号の 事業場
		四 電圧 600 V 以下の配電線路 当該配電 線路を管理する 事業場			四 電圧 7 000 V 以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の 事業場
					五 電圧 600 V 以下の配電線路 当該配電 線路を管理する 事業場
※ 野線の位置の誤り 。					
※ 赤字部分を追加・修正または削除 。					